

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和8年3月13日（金）

午後2時45分開会、午後3時37分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

- ①議案第5号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- ②議案第9号 土浦市立認定こども園条例の一部改正について
- ③議案第10号 土浦市立保育所条例の一部改正について
- ④議案第11号 土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤議案第12号 土浦市こどもランド条例の一部改正について
- ⑥議案第13号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- ⑦議案第14号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ⑧議案第15号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- ⑨議案第17号 土浦市図書館条例の一部改正について
- ⑩議案第18号 土浦市立公民館条例の一部改正について
- ⑪議案第19号 土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について
- ⑫議案第20号 土浦市運動広場条例の一部改正について
- ⑬議案第21号 土浦市立武道館条例の一部改正について
- ⑭議案第22号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について
- ⑮議案第23号 土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について
- ⑯議案第24号 土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について
- ⑰議案第25号 土浦市民ギャラリー条例の一部改正について
- ⑱議案第32号 土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ⑲議案第33号 土浦市史編さん審議会条例の制定について
- ⑳議案第46号 債権の放棄について

（2）各種委員会委員等の選出

①土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員（選出すべき人数1名）

②土浦市立学校給食センター運営審議会委員（選出すべき人数1名）

③土浦市学区審議会委員（選出すべき人数2名）

④土浦市障害者計画等策定委員会委員（選出すべき人数1名）

4 その他

（1）土浦市指定文化財の指定について

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	田中	義法
副委員長	鈴木	一彦
委 員	吉田	千鶴子
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	水田	和広
社会福祉課長	川村	明弘
障害福祉課長	白田	博規
高齢福祉課長	中山	悟
国保年金課長	武井	衛
健康増進課長	佐藤	千加子
こども未来部長	真家	達成
こども政策課長	細野	賢司
こども包括支援課長	直井	洋明
保育課長	塚本	富美代

教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	山口 晃一
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○**田中委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。委員の皆様にお願ひです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたい旨を言ってください。協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。資料は、議案第３号～第４７号をお願いいたします。議案第５号土浦市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明をお願いいたします。

○**武井国保年金課長** １０ページをお願いいたします。議案第５号土浦市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。改正理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和８年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に当たり、子育て世代向けの給付費用に充てるため、全ての医療保険者が支援金を拠出いたします。そのため、本条例に子ども・子育て支援納付金に関する条項を追加するものでございます。改正内容としましては、子ども・子育て支援分

の所得割0.24%、被保険者均等割2,100円、18歳以上被保険者均等割100円について規定するものでございます。この制度は少子化対策に係るものであることに鑑み、子供がいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満の被保険者の均等割については全額軽減する措置が講じられます。その減額した分につきましては18歳以上の被保険者に上乗せして賦課することになるため、18歳以上均等割という項目が設けられております。施行日は令和8年4月1日、改正後の規定については新年度以後の年度分に適用し、現年度以前の年度分につきましては改正前の規定を適用するものでございます。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をしたいと思います。議案第5号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第5号土浦市国民健康保険税条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第9号土浦市立認定こども園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 議案第9号土浦市立認定こども園条例の一部改正について御説明いたします。議案書の22ページから24ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、2点ございます。1点目は利用料の見直しにより、第12条において土浦幼稚園で実施している一時預かり事業の利用料金について、日額1,600円を日額2,400円に改定するものでございます。2点目といたしまして、第13条において令和8年度から土浦幼稚園において乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を実施するに当たり規定を追加するもので、利用対象者については保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満児、利用料については国で示す1時間当たり300円とするものでございます。施行日につきましては、乳児等通園支援事業関係につきましては令和8年4月1日から、一時預かり事業の料金改定は令和8年10月1日から施行するものでございます。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第9号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第9号土浦市立認定こども園条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第10号土浦市立保育所条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本保育課長 議案第10号土浦市立保育所条例の一部改正について、御説明をいたします。議案書の25ページ、26ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、利用料の見直しにより、第11条で規定している一時預かり事業の利用料金につきまして、認定こども園同様日額1,600円を日額2,400円に改定するものでございます。施行日につきましては、令和8年10月1日から施行するものでございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第10号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第10号土浦市立保育所条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第11号土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 議案書の27ページ、28ページをお願いいたします。議案第11号土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正は国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正がありましたことから、本市条例についても所要の改正を行うもので、文言の整理のほか第22条の2において、へき地保育を行う事業者が乳児等通園支援事業を実施する場合、施設及び職員に関する基準の適用外とする特例の追加でございます。なお、本市においては、この条文に該当する施設はございません。施行日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第11号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決し

ました。つぎに、議案第12号土浦市こどもランド条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 議案書の29ページから31ページをお願いいたします。議案第12号土浦市こどもランド条例の一部改正について、御説明いたします。改正の内容でございますが、こどもランドの適切な維持管理を図るため、市外に居住する小学生以下の児童を対象に、使用料を有料化するための所要の改正でございます。市内居住者につきましては従来どおり無料、市外に居住する小学生以下の児童につきましては児童1人につき1回300円を徴収するものでございます。なお、1回の利用時間は2時間を上限といたします。そのほか文言の整理を行っております。施行日につきましては、料金規定につきましては令和8年10月1日からとし、文言の整理につきましては公布の日からとするものでございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第12号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第12号土浦市こどもランド条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第13号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 議案書の32ページ、33ページをお願いいたします。議案第13号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正は本市児童クラブの入所に係る育成料の改定で、見直しに当たりましては、本市の財政状況、県内他市町村の状況並びに茨城県最低賃金の上昇に伴う運営経費の増加を総合的に勘案するとともに、国が示す運営費負担の考え方、保護者負担2分の1、公費負担2分の1を踏まえまして、持続可能な運営の確保とサービスの質の維持向上を図るため、育成料を改定するものでございます。改定内容は、8月を除く月額を3,000円から5,000円へ、8月分を5,000円から8,000円引き上げるものでございます。施行日につきましては十分な周知期間を確保し、年度当初から適用するため、令和9年4月1日としております。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

○福田委員 私は異議があります。塚本課長には申し訳ないんですけども、やっぱり保護者ですね。それで、学童クラブが今本当にたくさん増えてるんですよ。従来よりも。そういう点からいって是非見直しをしてもらいたいということです。

○田中委員長 ほかに何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、採決に移ります。異議がありましたので、挙手により採決をしたいと思います。議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（6名挙手（鈴木副委員長、吉田（千）委員、勝田委員、矢口委員、平岡委員、根本委員））

○田中委員長 つぎに、反対の方は挙手願います。

（1名挙手（福田委員））

○田中委員長 賛成多数であります。よって、議案第13号土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第14号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案書34ページをお願いいたします。議案第14号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正は令和7年度税制改正により、県の医療福祉対策に関する要領等の改正を受け、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉制度に係る支給制限対象となる所得額に関する規定等を追加及び改正するものでございます。その内容は、特定親族特別控除の新設による所得要件の追加、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉制度の所得判定においても、特定親族特別控除に相当する額を控除するものでございます。施行日につきましては、令和8年4月1日から適用でございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第14号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第14号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第15号土浦市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○日高スポーツ振興課長 37ページ、38ページをお願いいたします。議案第15号土浦市都市公園条例の一部改正について、御説明いたします。こちらは使用料の見直しに伴う改正となりまして、水郷プールの使用料を近隣のプールの使用料の現状を踏まえ20%引き上げ、夏季営業開始に合わせて本年7月1日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第15号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第15号土浦市都市公園条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第17号土浦市図書館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○武藤図書館長 議案第17号土浦市図書館条例の一部改正について、御説明いたします。議案書の48ページから49ページをお願いいたします。改正の趣旨といたしましては、昨今の物価高騰及び人件費の上昇に伴う施設の運営経費の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、図書館の使用料を見直すことから、条例の一部改正のほか文書等の修正を行います。今回の改正で4%の引上げとなります。施行日は、周知期間を設けまして令和8年10月1日となります。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第17号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第17号土浦市図書館条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第18号土浦市立公民館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 引き続き50ページから52ページをお願いいたします。議案第18号土浦市立公民館条例の一部改正について、御説明いたします。こちらと同様に、物価高騰や人件費の上昇に伴い公民館の使用料を見直すことから、本条例の一部を改正するものでございます。各公民館の諸室、利用時間帯ごとに使用料を4%引き上げます。施行日は、周知期間を経まして令和8年10月1日からとなります。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

○福田委員 現在、地域の公民館はたくさんの人が気軽に利用できるということで、この件では私は異議があります。

○田中委員長 ほかに何かありませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、採決したいと思います。異議がございましたので、挙手により採決をいたします。議案第１８号に賛成の方は挙手お願いいたします。

（６名挙手（鈴木副委員長、吉田（千）委員、勝田委員、矢口委員、平岡委員、根本委員））

○田中委員長 反対の方は挙手願います。

（１名挙手（福田委員））

○田中委員長 賛成多数であります。よって、議案第１８号土浦市立公民館条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１９号土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 ５３ページから５６ページをお願いいたします。議案第１９号土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について、御説明いたします。こちらでも使用料の見直しに伴う改正となりまして、神立公園体育施設の使用料を消費者物価指数の上昇率を踏まえ１０％引き上げ、本年１０月１日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第１９号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第１９号土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第２０号土浦市運動広場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 ５７ページから５９ページをお願いいたします。議案第２０号土浦市運動広場条例の一部改正について、御説明いたします。こちらでも使用料の見直しに伴う改正となりまして、南部地区運動広場の使用料を消費者物価指数の上昇率を踏まえ１０％引き上げ、本年１０月１日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第２０号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第20号土浦市運動広場条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第21号土浦市立武道館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○日高スポーツ振興課長 60ページから62ページをお願いいたします。議案第21号土浦市立武道館条例の一部改正について、御説明いたします。こちらも使用料の見直しに伴う改正となりまして、市立武道館の使用料を消費者物価指数の上昇率を踏まえ10%引き上げ、本年10月1日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 なきようなので、採決をいたします。議案第21号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号土浦市立武道館条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第22号土浦市新治運動公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 63ページから65ページをお願いいたします。議案第22号土浦市新治運動公園条例の一部改正について、御説明いたします。こちらも使用料の見直しに伴う改正となりまして、新治運動公園野球場の使用料を消費者物価指数の上昇率を踏まえ10%引き上げ、本年10月1日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第22号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第22号土浦市新治運動公園条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第23号土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○日高スポーツ振興課長 66ページから68ページをお願いいたします。議案第23号土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について、御説明いたします。こちらも使用料の見直しに伴う改正となりまして、新治トレーニングセンターの使用

料を消費者物価指数の上昇率を踏まえ１０％引き上げ、本年１０月１日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第２３号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２３号土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第２４号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 ６９ページから７３ページをお願いいたします。議案第２４号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正につきまして、受益者負担の適正化を図るために市民会館の利用料を見直すもので、利用料金を５％引き上げるほか文言の整理をするものです。施行日は令和８年１０月１日とするものです。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第２４号は原案どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２４号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第２５号土浦市民ギャラリー条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 ７４ページから７６ページをお願いいたします。議案第２５号土浦市民ギャラリー条例の一部改正につきまして、受益者負担の適正化を図るために市民ギャラリーの使用料を見直すもので、使用料を５％引き上げるほか文言の整理をするものです。施行日は令和８年１０月１日とするものです。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第２５号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第25号土浦市民ギャラリー条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第32号土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本保育課長 議案書の96ページから109ページをお願いいたします。議案第32号土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。令和8年度から乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が実施されますが、実施事業者が国の給付を受けるためには国が定める基準を踏まえ、事業の運営に関する基準を市町村が条例で制定する必要があるとございます。この度、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市においても同基準を踏まえ、運営の基準に関し必要な事項を定める土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。本条例の施行は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第32号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第32号土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第33号土浦市史編さん審議会条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○関口博物館副館長 議案第33号土浦市史編さん審議会条例の制定について、御説明いたします。資料の111ページから112ページをお願いいたします。制定の趣旨として令和22年の市制施行100年に向け、新たな土浦市史の刊行を目指し、新市史編さんに関わり必要な事項を調査審議するため、地方自治法に基づき、土浦市史編さん審議会条例の制定をするものです。審議会では、令和8年度に新たな土浦市史編さんの基本的な考え方を示す市史編さん基本方針の答申や次年度以降、調査研究活動を実行するための専門家で構成する（仮称）市史編さん委員会の組織構築などについて審議してまいります。審議会の設置等により、長期にわたる新たな市史編さん事業を円滑に推進してまいります。本条例の施行日は、令和8年4月1日でございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第33号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第33号土浦市史編さん審議会条例の制定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第46号債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案書の127ページから129ページをお願いいたします。議案第46号債権の放棄について、御説明いたします。本議案は、高額療養費貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。128ページをお願いいたします。債権の名称は高額療養費貸付金、今回の債務者は6人、放棄する債権総額は213万8,000円でございます。放棄の理由としましては、当該債権の消滅時効期間の経過により今後の徴収が極めて困難であることから、債権を放棄するものでございます。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 なきようなので、採決をいたします。議案第46号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号債権の放棄については、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。つづきまして、その他に移ります。土浦市指定文化財の指定について、説明をお願いいたします。

○佐賀文化振興課長 資料につきましてはサイドブック一番頭に戻っていただきまして、文教厚生委員会、令和8年3月13日の資料①をお願いいたします。土浦市指定文化財について、霞ヶ浦の帆引き網漁の技術を3月12日付けで土浦市指定無形民俗文化財に指定いたしましたので報告させていただきます。1番対象の文化財は、霞ヶ浦の帆引き網漁の技術で、所有者は土浦帆引き船保存会、種別は無形民俗文化財です。大きい2番、3番にございますように、帆曳き網漁は明治10年に発明され、大きな帆を風に受け、船を横に流しながら網を引く、霞ヶ浦ならではの漁法で、少ない人数で実施できるため、漁師たちの経済的な自立を促しました。この技術は秋田県八郎潟へも伝播いたしました。昭和40年代に動力船による漁が解禁され、一時姿を消しましたが、その技術は観光帆曳き船として引き継がれ、現在も土浦帆曳き船保存会が継承しています。内水面で唯一霞ヶ浦で伝承されている貴重な民俗技術であるこ

とから、土浦市指定文化財として指定することに差し支えないと文化財保護審議会から答申を受けたものです。4番、この答申に基づきまして令和8年3月12日に土浦市指定無形民俗文化財の指定に至ったものです。今後は同技術を継承している本市、かすみがうら市、行方市の3市合同で県指定文化財を目指してまいりたいと考えております。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

○矢口委員 審議会での議論について、少し伺いたいと思います。この帆引き網漁は本当に大切な文化財だということに何ら異論はないんですが、霞ヶ浦の状況で、今この帆引き網漁をする目的としてワカサギを捕ることに対しての技術だと思うんですが、このワカサギ漁が非常に厳しくなってきたって、その中で帆引き網漁をどうやって継承していくのかという、そのような議論がもしあったのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○佐賀文化振興課長 今回はこの帆引き網漁の技術は、船を操船する技術ということで指定ということになったわけでございます。実際に今観光帆曳き船としてそれぞれの市町村で運行をしておりますけれども、漁を目的としたものではございません。魚を獲る漁でいいますと、シラウオにしろワカサギにしろ早朝の操業というようなことがトロール漁のようなかたちで行われているというような状況でございますが、こちらの観光帆引き船につきましては昼間皆さんにお見せするというような観光目的で操業しております。こちらについては漁をしていた時と同様な技術を受け継いでいるというようなことで、その技術について指定をしたというようなところでございます。

○矢口委員 あくまでも観光として見せるものという位置付けでということですね。

○佐賀文化振興課長 現在の運行はそのような運航状態でございますけれども、技術については当時と何ら変わらないというようなものでございます。

○田中委員長 それでは、執行部からその他ございませんか。

（「ございません」という声あり）

○田中委員長 それでは、委員の皆様からその他何かございませんか。

○吉田（千）委員 表記の件で「子供」という表記なんですけれども、漢字の「子」を書いて平仮名の「ども」。また、漢字表記の「子供」。それから、平仮名の「こども」と書く表記があるんですけれども、漢字表記は大分なくなってきたのかなと思います。先ほどありました児童クラブでは、子供教室のところだけ古い事業ということもあって、漢字表記なのかなというふうには理解をしました。漢字の「子供」、漢字の「子」を書いて平仮名で「ども」と書くのと、平仮名の「こども」と書く何か規定などは何かあるんでしょうか。

○真家こども未来部長 国の方の方向性としては、平仮名の「こども」で統一を図っていくような方向性であるというふうに聞いております。そういうこともありまして、こども未来部についても平仮名の「こども」を使用しているということでございます。

○吉田（千）委員 できれば何か統一が見られたほうが良いのかなというふうにはちょっと見えていて思いました。先ほど支援学習のところは漢字の「子」に「ども」という選び方がありました。今後、そういったことも国の方向性もあるということも伺いました。御検討していただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○真家こども未来部長 委員から御指摘いただいた分もありますので、統一する方向で検討を進めてまいりたいと思います。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、改めてお伺いいたします。委員長報告に盛り込むべき事項はございますか。

○鈴木副委員長 先ほどの異議ありの二つについては反対理由も添えたかたちでの委員長報告になるかと思うので、その辺りについては委員長と事務局でよく話をして作成をお願いします。

○田中委員長 分かりました。ほかに何かございませんか。

○平岡委員 この場で発言すべきことかどうか迷ったんですけれども、各施設の使用料などが上がりました。例えば亀城プラザとかでやっているいろいろな講座がありますね。あちらも値上げになったんです。その指導者の方の報酬はどうなったのかなというのがずっと気になっていたものですから。どなたかお分かりになればお願いします。

○矢内生涯学習課長 亀城プラザのお話がございました。使用料などを含めて値上げも考えているところだと思っておりますけれども、講師に対する謝礼につきましては分かりかねますので、後日、御報告させていただければと思います。

○鈴木委員 条例の話をしていて、施設を使うための料金が値上げになりますと。本会議で通過すれば。それは文教厚生委員会以外の部署でも同様の議案が今回出ていますよね。それとは別に、公民館講座などで講座の使用料というのはそのサークルごとに設定する場合と市の方が講師の先生にお願いする場合と、やり方がいくつかあると思うので、後で報告をいただく時にその辺りをきちんと分類したかたちで、要は行政に関係なく講師の謝礼が設定されている場合もあると。講師の謝礼そのものが何か市の規定で決まっているのであれば、それを値上げする場合はそれはそれで議会にかか

ってくるはずですから。その辺をよく精査してから報告をするようにお願いいたします。

○田中委員長 ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、執行部の方は退席していただいて結構でございます。長時間お疲れ様でした。委員の皆様は今しばらくお願いいたします。

（執行部退出）

○田中委員長 つぎに、各種委員会委員の選出についてになります。本日協議する各種委員会委員は4つございます。はじめに、土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員になります。委員の任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。現在の委員は平岡委員でございます。今回は1名の選出となります。いかがいたしますか。

○勝田委員 平岡さんがよろしければ、そのままいかがでしょうか。

○平岡委員 皆様がよろしければ、続けさせていただきたいと思います。

○田中委員長 それでは、土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員は平岡委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員は平岡委員にお願いいたします。つぎに、土浦市立学校給食センター運営審議会委員になります。委員の任期は令和8年6月1日から令和10年5月31日まで。現在の委員は吉田委員となっております。今回は1名の選出となります。いかがいたしますか。

○吉田（千）委員 続けてさせていただいてもよろしいでしょうか。

○田中委員長 皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、土浦市立学校給食センター運営審議会委員は吉田委員にお願いいたします。つぎに、土浦市学区審議会委員になります。委員の任期は令和8年6月1日から令和10年5月31日まで。現在の委員は福田委員と私でございます。今回は2名の選出となります。いかがいたしましょうか。

○田中委員長 同じでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○田中委員長 それでは、土浦市学区審議会委員には福田委員と私でお願いいたします。最後に、土浦市障害者計画等策定委員会委員になります。委員の任期は委嘱日（令

和8年5月予定)から次期計画の策定日(令和9年3月予定)まで。新規になります。今まで「等」がなかったのですが、今回は「等」が入っております。等がなかった委員会には平岡さんがなっていました。

○平岡委員 根本さんいかがですか。

○根本委員 よろしいですか。

○田中委員長 皆様、根本委員ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、土浦市障害者計画等策定委員会委員には根本委員にお願いいたします。選出された委員の皆様はよろしく願いいたします。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。